

所得から差し引かれる金額

種 類	要 件 等	控 除 額				
⑬ 社会保険料 控 除	あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った健康保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料など。		実際に支払った金額 ※ただし、生計を一にする配偶者やその他の親族が受け取る年金から引き落としされている国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料は、あなたの控除の対象にはなりません。			
⑭小規模企業 共済等掛金控除	小規模企業共済掛金、心身障害者扶養共済掛金及び確定拠出年金法に規定する個人型（企業型）年金加入者掛金を支払った場合		実際に支払った金額			
⑮ 生命保険料 控 除	あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族を受取人とする生命保険・個人年金契約に基づいて、あなたが保険料を支払った場合 ※新契約と旧契約の両方の支払保険料等について控除の適用を受ける場合、それぞれの計算方法にて算出した控除額の合計額（上限：28,000円）となります。ただし、旧契約の控除額が28,000円を超える場合は、旧契約に係る適用額のみで計算します。なお、限度額は70,000円です。	区 分		支払金額（A）	控除額	
		【新契約】 契約日が平成24年1月1日以後のもの				
		一般生命保険料 個人年金保険料 介護医療保険料	12,000円以下	（A）の全額		
			12,001円～32,000円	（A）×1/2+6,000円		
			32,001円～56,000円	（A）×1/4+14,000円		
			56,001円以上	28,000円		
		【旧契約】 契約日が平成23年12月31日以前のもの				
		一般生命保険料 個人年金保険料	15,000円以下	（A）の全額		
			15,001円～40,000円	（A）×1/2+7,500円		
			40,001円～70,000円	（A）×1/4+17,500円		
70,001円以上	35,000円					
⑯ 地震保険料 控 除	あなたが支払った家屋や家財に係る地震保険料又は旧長期損害保険料がある場合 ※地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合 控除額＝地震保険料控除額 ＋旧長期損害保険料控除額 なお、限度額は25,000円です。	区 分		支払金額（A）	控除額	
		地震保険料	50,000円以下	（A）×1/2		
			50,001円以上	25,000円		
		旧長期損害保険料 (注)	5,000円以下	（A）の全額		
			5,001円～15,000円	（A）×1/2+2,500円		
			15,001円以上	10,000円		
		(注)平成18年12月31日までに締結された保険期間が10年以上で、満期返戻金があるもの				
		⑰⑱ 寡婦控除 ひとり親控除	夫と死別した方、または死別・離別等をしていて子以外の扶養親族を扶養控除の対象としている方で、いずれも合計所得金額が500万円以下の方 <寡婦控除>			
婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子（総所得金額等が58万円以下で他の者の同一生計配偶者又は扶養親族になっていない）を有する単身者で、合計所得金額が500万円以下の方 <ひとり親控除>				30万円		
※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいる場合、これらの控除は該当しません。						
⑲ 勤労学生控除	あなたが学生等で合計所得金額が85万円（給与収入の場合は150万円）以下であって、自己の勤労によらない所得が10万円以下である場合				26万円	
⑳ 障害者控除	あなたやあなたの同一生計配偶者又は扶養親族（年少扶養親族含む）が障がい者の場合 対象者の個人番号の記入も必要です	特別障がい者（次のいずれかに該当する方） ①重度の知的障がい者（A又はA）と認定された方 ②身体障がい者の程度が1級又は2級に該当する方 ③精神に障がいがあり障がい等級が1級に該当する方 ④常に就床を要し複雑な介護を要する方			30万円	
		あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかと同居している同一生計配偶者又は扶養親族（年少扶養親族含む）が、上記の特別障がい者に該当する場合			53万円	
		上記の特別障がい者に該当しない場合			26万円	
㉑～㉒ 配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者	詳しくは4ページをご覧ください。 対象者の個人番号の記入も必要です。					
㉓ 扶 養 控 除	生計を一にする親族で、所得の種類に関係なく合計所得金額が58万円以下の場合 対象者の個人番号の記入も必要です 被扶養者が海外居住者の場合は家族関係が分かる書類と送金明細書が必要 です	区 分				控除額
		年齢16歳～18歳（平成19年1月2日～平成22年1月1日に生まれた方） 年齢23歳～69歳（昭和31年1月2日～平成15年1月1日に生まれた方）				33万円
		年齢19歳～22歳（平成15年1月2日～平成19年1月1日に生まれた方）（特定扶養親族）				45万円
		年齢70歳以上（昭和31年1月1日以前に生まれた方）〈老人扶養〉				38万円
		年齢70歳以上で、あなた又は配偶者と同居している直系尊属（父母・祖父母等）〈同居老親等〉				45万円
		年齢16歳未満（平成22年1月2日以降に生まれた方）〈年少扶養〉				0円
		(注意) 16歳未満（平成22年1月2日以降に生まれた方）は扶養控除対象外ですが、非課税限度額の算定やひとり親控除・寡婦控除の判定、障害者控除などについては対象となります。				
		㉔ 特定親族特別控除	生計を一にする年齢19歳～22歳（平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ）の親族で、合計所得金額が58万円超123万円以下の場合。詳しくは4ページをご覧ください。			
㉕ 基 礎 控 除	合計所得金額	～24,000,000円	24,000,001円～24,500,000円	24,500,001円～25,000,000円	25,000,001円～	
	控除額	43万円	29万円	15万円	0円（適用なし）	
㉖ 雑 損 控 除	あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族（総所得金額等が58万円以下の方）が、地震、火災、風水害、盗難、横領などにより住宅や家財などに損害を受けた場合		次の①、②のいずれか多い方の金額 ①差引損失額－総所得金額等の10％ ②災害関連支出の金額－5万円			
㉚ 医療費控除	次の①（従来の医療費控除）と②（セルフメディケーション税制による医療費控除の特例）のいずれか一方 ①あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った医療費が一定の金額以上ある場合 ②健康維持増進及び疾病予防への取組として一定の取組を行っている場合、あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払ったスイッチOTC医薬品購入費が一定金額以上ある場合 ※①、②ともに明細書の添付が必須		次の①（従来の医療費控除）と②（セルフメディケーション税制による医療費控除の特例）のいずれか一方 ①（支払った医療費－保険金などで補てんされる金額）－（総所得金額等の5％又は10万円のいずれか少ない金額）※限度額は200万円 ②（実際に支払ったスイッチOTC医薬品購入費の合計額－保険金などで補てんされる金額）－12,000円 ※限度額は88,000円			